

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

熊本家庭裁判所

相続放棄等の有無の照会をされるに当たっては、下記の事項について御留意の上、管轄裁判所に照会してください。

#### 記

#### 1 照会先の家庭裁判所

相続放棄の申述がなされるのは、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地を管轄する家庭裁判所になりますので、被相続人の最後の住所地を住民票の除票又は戸籍の附票により確認の上、管轄の家庭裁判所に対して照会してください。管轄について御不明な点がありましたら、当庁又は最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

#### 2 照会することができる方

- (ア) 被相続人に対する利害関係人（債権者等）
- (イ) 相続人（相続放棄申述を受理された方は相続人には該当しません。）

#### 3 照会手続費用

不要

#### 4 必要書類等

##### (1) 照会書

ウェブサイトに掲載している「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書」及び「目録」を利用するなどして必要事項を記入してください。

##### (2) 添付書類

ア 利害関係人からの申請の場合

- (ア) 被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票
- (イ) 被相続人の戸籍（除籍）の全部事項証明書又は一部事項証明書  
ただし、(ア)で被相続人の本籍及び死亡年月日の記載されている住民票除票を提出する場合は、(イ)の提出は不要。
- (ウ) 照会者の資格を証明する書類
  - ・個人の場合 照会者（個人）の住民票
  - ・法人の場合 法人の登記事項証明書又は資格証明書
- (エ) 利害関係の存在を証明する書類

金銭消費貸借契約書，訴状写し，競売開始決定写し，債務名義写し等

- (オ) 委任状（代理人に委任する場合のみ）
- (カ) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

イ 相続人からの申請の場合

- (ア) 被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票
- (イ) 被相続人の戸籍（除籍）の全部事項証明書

ただし，(ア)で被相続人の本籍及び死亡年月日の記載されている住民票除票を提出する場合は，(イ)の提出は不要。

- (ウ) 照会者の戸籍の全部事項証明書（照会者と被相続人との関係が分かる戸籍の全部事項証明書）
- (エ) 委任状（代理人に委任する場合のみ）
- (オ) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

※利害関係人からの申請の場合及び相続人からの申請の場合ともに，照会対象者の戸籍謄本の提出は，原則として不要となりました。

5 回答方法

(1) 調査期間

ア 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合，死亡日から現在まで

イ 被相続人の死亡日が平成18年以前の場合，死亡日（又は先順位者の受理日）から3か月間及び平成18年1月1日から現在まで

(2) 照会対象者

回答は，照会対象者が相続人であることの調査は行わず，目録の照会対象者の氏名欄に御記入いただいた氏名についてのみ調査を行いますので，照会対象者の氏名を戸籍謄本等で確認されることをお勧めします。被相続人死亡後，照会対象者の氏名に変更がありましたら，変更前の氏名を照会書に併記してください。

【お問い合わせ先】〒860-0001

熊本市中央区千葉城町3番31号

熊本家庭裁判所 相続放棄有無の照会係

TEL 096-206-3477